

「中華人民共和国著作権法改正案（草案）」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会

条項番号	修正提案	修正理由
第10条 1項4号	同一性保持権の例外規定を設けて欲しい。	<p>第四節「権利の制限」の各規定が、財産権のみに適用されるのか、人格権についても適用されるのか、明らかにして欲しい。</p> <p>仮に人格権に適用されない場合には、教育目的等での用字用語の変換や、建築物の増改築、プログラム著作物を利用環境に応じカスタマイズすることなど、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべきである。</p> <p>さもないと、第四節「権利の制限」にかかる事項が、同一性保持権の行使により、不当に阻害される場合があり得、問題である。</p>
第13条	<p>(1)「協議しても合意できず」とあるのを「協議をしても又は共同著作者の一部が協議に応じないことにより合意できず」と修正することを要望する。</p> <p>(2)「その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。」の「合理的に分配」の明確化を要望する。</p>	<p>(1)「<u>協議をしても合意できず</u>」との規定は協議することを大前提としているが、そもそも共同著作者の一部が協議に応じず合意できなかった場合、共同著作物についての対応が不明確となる。「協議をしても又は共同著作者の一部が協議に応じないことにより合意できず」等と修正することを要望する。</p> <p>(2)共同著作物について、権利行使に基づく利益を共同著作者に「合理的に分配」すべきと規定されたが、どのような「分配」が合理的なのか不明確である。当該条項に明記、あるいは別途ガイドラインを示すなど、明確にさせていただくことを要望する。</p>
第16条	職務著作については、事業者が著作権を享有すべき。	従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物（職務著作）については、契約でそうでない取り決めをしない限り、当事者の合意が明確でない場合も含め、原則事業者が著作権を享有すべき。

		<p>また、事業者が著作権を享有する著作物については従業員に氏名表示権を認めるべきではない。</p> <p>加えて、事業者が自ら使用する場のみならず、業務範囲で第三者へ使用許諾することも無償で認められる旨を明確にすべき。</p> <p>なお、本条は、第11条の「法人又は非法人組織が主管し、法人又は非法人組織の意思を代表して創作し、かつ法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。」の規定との関係が不明確であり、本条と第11条の関係を明確にすることを要望する。</p>
第22条	<p>以下の行為も含め、権利制限の対象を拡充すべき。</p> <p>①AI 学習等の情報解析目的の利用</p> <p>②著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用</p> <p>③電子計算機等におけるキャッシュのための複製</p> <p>④機器の保守・修理・交換のための一時的複製</p> <p>⑤写真撮影やスマホでのスクリーンショット等での他人の著作物の写り込み</p>	<p>①～⑤いずれも、権利者の正当な利益を不当に害する利用ではないため。</p> <p>なお、①、②は著作物の表現を享受することを目的としない利用、③は電子計算機での著作物の利用に付随する利用、④は電子計算機での利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする利用であり、いずれも権利者の利益を通常害さない行為であることに鑑み、また、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるように、日本国著作権法では、①～④について、権利制限を正当化する根拠に着目した、より抽象的な要件を規定し、その要件を満たす行為は包括的に権利制限の対象としている（日本国著作権法第30条の4、第47条の4）。</p>
第35条	<p>出版者の著作隣接権（出版した図書又は定期刊行物のレイアウトデザインについて享受する権利）を削除、又は減縮して欲しい。</p>	<p>作家の著作権で十分に保護されており、出版者に著作隣接権を付与する必要はない。一つの図書に権利を持つ者が多くなることで、書籍の二次利用が阻害されるおそれがある。なお、出版者は（著作隣接権を付与せずとも）第14条の要件を満たせば、編集著作物の編集者として著作権を享受でき、また、第16条第2項の要件を満たせば、職務</p>

		著作物の著作権を享有できる。
第 4 7 条	「技術的措置」の定義規定を設けるべき。	WCT 第 11 条及び WPPT 第 18 条に準拠した形で定義規定を設けるべき。 「技術的措置」それ自体が明確でなく、広く解釈されると、その回避行為等の規制対象行為も広く解釈されることになり、まっとうな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。
第 4 7 条	技術的措置の「回避」「破壊」には「無反応」（積極的に反応するように機器等を特別に設計しない限り有効に機能しない技術的措置に対して、それを受ける機器等の側で技術的措置を無視し、何らの反応もしないこと。not respond の意。）は含まれないことを明確にすべき。	技術的措置の回避規制は、積極的な回避や改変行為の禁止に留まるべきであり、積極的に反応するように機器等を設計しないと効果のない技術的措置に対して積極的な反応を義務付けたり、技術上の処理過程で、自然に消えてしまう技術的措置を積極的に維持することを義務付けるものでないことを明確にすべき。 具体的には、技術的措置の「回避」「破壊」には「無反応」（積極的に反応するように機器等を特別に設計しない限り有効に機能しない技術的措置に対して、それを受ける機器等の側で技術的措置を無視し、何らの反応もしないこと。not respond の意。）は含まれないことを明確にすべき。
第 4 7 条	技術的措置の回避装置・部品の製造、輸入行為の規制を、「公衆に対する提供を目的とする」場合に限定するべき。	技術的措置の回避装置・部品の公衆への提供行為については、回避行為を可能にする蓋然性が高いとも評価し得るが、製造・輸入行為自体は、（例えば、技術的措置を研究する過程で製造・輸入に当たる行為をする可能性があり）その点の判断が困難である。 製造・輸入行為自体を規律対象とすることは、研究・開発等への抑制効果を及ぼし、企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性がある（日本国著作権法第 120 条の 2 は同趣旨で規制対象行為を限定している）。
第 4 8 条	技術的措置を回避できる場合（例外規定）と回避ツール提供との関係について、権利保護と公正利用のバランスの観点から再考すべきである。	1) 技術的措置の回避が認められる場合が極めて限定的。 例えば、「技術的措置に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場

	<p>前者について、例えば、「技術的措置に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」は回避が認められるべき。</p>	<p>合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」は回避が認められるべき（日本国著作権法第 113 条第 3 項に同趣旨の規定）。</p> <p>2）他人に対し回避ツールを提供することを禁じているため、限定的に回避が認められる場合ですら、自ら回避ツールを製造等しない限り合法的な回避が行えず、実質的に合法的に回避できる場合が担保されるのか疑問。</p>
第 49 条	<p>「権利管理情報」の定義規定を設けるべき。</p>	<p>WCT 第 12 条及び WPPT 第 19 条に準拠した形で定義規定を設けるべき。</p> <p>「権利管理情報」それ自体が明確でなく、広く解釈されると、その削除・変更行為等の規制対象行為も広く解釈されることになり、まっとうな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。</p>
第 49 条 1 項 2 号	<p>「技術的理由により削除又は変更を回避できない」結果おこった、権利管理情報の削除又は変更については、規制対象から除外すべき。</p>	<p>同条 1 項 1 号で、「技術的理由により削除又は変更を回避できない」場合は規制対象から除外されているが、2 号では、上記事情に関わらず、権利者の許諾を得ずに削除・変更されたことを知りながら、又は知っているはずでありながら公衆に提供する行為全般が規制対象となっており、整合性に欠ける（日本国著作権法第 113 条第 4 項では、上記整合性が確保されている）。</p>
第 50 条	<p>『著作権又は著作隣接権を乱用し、伝達秩序を乱す場合は・・・』 とあるが、どのような行為が本条の対象になるのか、明確にして欲しい。</p>	<p>権利者のどのような行為が該当するのかを明確にして欲しい。</p>
第 52 条	<p>現案では、対象となる権利侵害行為が広く類型化した行為（1）～（8）で列記されているが、現案のように広く類型化した行為ではなく、対象となってしかるべき悪質な行為に限定し、具体的にどのような行為が悪質とみなされるのか、明確にして欲しい。</p>	<p>侵害行為が本条で列記されている行為に該当する場合、51 条に基づき民事での損害賠償等の責任を負う上に、当局によって不法所得（侵害品の販売によって得た利益）が没収され、更には不法経営額（侵害品売上額）の 1～5 倍の罰金が併科される余地があり、非常に強力な内容になっている。</p> <p>このような強力な制裁を科すのであれ</p>

		ば、対象を悪質な行為に限定し、どのような行為が悪質とみなされるのか明確にして欲しい。
第52条 1項6号	技術的措置の回避ツールの製造、輸入、提供や技術的措置の回避サービスの提供について、著作権主管部門に強く厳しい内容の法執行権限を認めているが、不適當である。	回避ツールとして規制される対象が明確でなく広く解釈される可能性が否定できないことと考え合わせると、まっとうな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性が否定できない。
第53条	<p>損害賠償の金額に関して、「権利者の実質的損失や権利侵害者の不法所得の算出が困難であるときは、当該権利許諾使用料の倍数に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。」として懲罰的損害賠償制度を導入しているが、不適當である。</p> <p>また、「権利者の実質的損失、権利侵害者の不法所得、権利許諾使用料の算出が困難であるときは、人民法院が侵害行為の情状により500万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。」として法定損害賠償制度を導入しているが、不適當である。</p>	<p>著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。</p> <p>仮に、損害賠償の金額について、同規定を導入する場合でも、「倍数」という文言は、1倍とも2倍ともそれ以上とも解釈される曖昧な表現のため削除を希望する。</p> <p>また、「情状が深刻な場合」には1～5倍の金額を認定できるとなっている（最悪の場合、52条と併せて5倍の損害賠償と罰金も売上の5倍が課される可能性がある）が、「深刻」という文言の具体的な状況が不明確である。「情状が深刻な場合」とはどのような場合なのか、明確にして欲しい。</p> <p>加えて、「1倍以上5倍以下」の倍率適用の基準も明確にして欲しい。</p>

(以上)